

平成 31 年度(2019 年度)当初予算編成要領

1 基本方針について

(1) 本県を取り巻く環境と次期「滋賀県基本構想」の策定

我が国では、本格的な人口減少社会の到来と同時に、世界的にも類を見ない超高齢社会を迎え、生産力の低下や、消費の減少、社会保障関係費の増大、介護医療従事者の不足など、様々な課題への対応が求められる。

一方、世界では、貧困、不平等、気候変動など、持続可能な開発目標（SDG s）の達成に対する課題の解決に向けた動きが拡大しており、本県においてもこうした課題を地域の視点で捉え、滋賀県で活動する一人ひとりが課題の解決に向けた実践に取り組み、持続可能な滋賀を目指していく必要があることを踏まえ、現在、将来世代も含めた誰もが幸せに暮らせる滋賀をつくるため、次期「滋賀県基本構想」の策定に向けた検討を進めているところである。

(2) 本県の財政状況と次期「滋賀県行政経営方針」の策定

平成 30 年(2018 年)6月に示された国の「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされる一方、「全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、経済再生と財政健全化の両立を図る。」とされているところである。こうした国の地方財政に対する考え方を踏まえれば、近年の県税収入は増加傾向にあるものの、県税に地方交付税などを合わせた一般財源の総額については、大幅な伸びを期待することはできない。

一方、歳出面においては、社会保障関係費など、県の裁量が効きにくい義務的な経費の増加が見込まれているほか、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備をはじめとする大規模事業や、公共施設等の老朽化対策などに伴う多額の財政需要にも対応していく必要がある。

本年 8 月に公表した今後の財政収支見通しでは、平成 38 年度(2026 年度)までの累積で 839 億円の財源不足額が見込まれ、財政健全化に向けた取組が重要な課題となっている。県財政の持続性・安定性を確保しつつ、様々な財政需要や未来に向けた投資に適切に対応していくためには、従来にも増して将来を見据えた財政運営を強く意識しながら不断に行財政改革に取り組んでいく必要がある。

こうした本県の財政状況に対する認識を踏まえた上、現在、平成 31 年度(2019 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 4 年間を計画期間に、経営理念として「対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現のために」を掲げる次期「滋賀県行政経営方針」の策定に取り組んでいる。

この中では、目指す 5 つの県庁の姿を明示しており、その一つである「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向けては、今後見込まれる財源不足の対応として、

収支改善目標を設定し、歳入歳出両面から財政健全化の取組を着実に進めていくこととしている。

(3) 平成 31 年度(2019 年度)当初予算編成に向けて

平成 31 年度(2019 年度)は、次期基本構想および次期行政経営方針に基づき、新たな施策展開と行政経営に向けた第一歩を踏み出す重要な年度となる。

予算編成に当たっては、対話・共感・協働のもと、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、戦略的な施策に重点的に取り組むことにより、次期基本構想に掲げる将来世代も含めた誰もが新しい豊かさを感じながら、一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることができる、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて、取り組むこととする。

同時に、こうした取組の着実な推進を図り、県民福祉向上に資する行政サービスを今後も安定的に提供していくためには、持続可能な財政基盤の確立が不可欠であり、財政収支見通しを踏まえた収支改善の取組を歳入・歳出両面から着実に進めていくこととする。

2 基本的な考え方について

(1) 次期基本構想に基づく戦略的な施策構築

2030 年を展望すると、人口減少・超高齢化社会の進展と同時に、人生 100 年時代と言われる長寿社会の到来、第 4 次産業革命と呼ばれる飛躍的な技術革新、世界的な脱炭素化の進展など、世界がこれまで経験したことのない変化に直面すると考えられることから、次期基本構想では、次の 4 つの視点で、滋賀の 2030 年の姿を描くこととしている。

< 4 つの視点 >

- ①人 自分らしい未来を描ける生き方
- ②経済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- ③社会 未来を支える 多様な社会基盤
- ④環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

平成 31 年度の施策構築にあたっては、こうした世界・日本の潮流を認識し、直面する大きな未知の変化に備えるとともに、変化にひるむことなくチャンスと捉え、既存の考え方や手法にとらわれることなく、積極的に新しい考え方や手法なども取り入れつつ、健やかな生き方の実現、産業の振興、雇用の創出、社会基盤の構築、琵琶湖の保全再生・活用などについて、政策課題協議での議論を踏まえながら、従来の施策を見直し、戦略的に検討していくこととする。

併せて、様々な社会的課題に対して、将来の負担軽減や将来的な課題への早期の対応等、予防の視点を重視するとともに、的確な評価や分析を行い、課題や施策の根拠となるデータや情報等を充実させ、それに基づき施策を構築する。その際には、施策の効果を明確に見極めた上、より効果的な施策展開を行うことができるよう取り組む。

(2) 財政健全化の推進

予算編成においては、今後見込まれる厳しい財政状況を踏まえ、「次期行政経営方針期間中の収支改善の取組の検討について（平 30. 6. 12 付け滋財第 158 号・滋行経企第 59 号総務部長通知）」に基づき全庁で検討を行った収支改善の取組を反映し、その具体化を図ることとする。

歳入面においては、地域経済の活性化等による県税収入の安定確保はもとより、国からの財源獲得、寄附やネーミングライツ等の外部資金の導入、未利用県有資産の処分・有効活用など、ハード・ソフト両面からあらゆる検討を行い、自主財源の充実強化を図る。

また、歳出面においては、選択と集中の一層の徹底を図り、最少の経費で最大の効果があがるよう事業効果を踏まえた既存事業の見直し等を行うとともに、今後実施予定の大規模事業については、事業進捗を図る過程で不断に精査を行い、経費の抑制に努める。

また、2月補正や決算において毎年度多額に生じている歳出不用については、効率的な予算執行の結果生じている面もあるが、限られた財源を効果的・効率的に活用する観点から、予算見積りにおいて積算や事業量等を一層精査し、その縮減に努めるものとする。

<予算編成にあたって留意する点>

○SDGs の視点の活用

持続可能な滋賀の未来を実現するため、SDGs の特長を活かしながら、今取り組むべき施策を検討することとし、その際には、将来的に持続可能であるか、異なる分野への相乗効果があるか、異なる分野を阻害するおそれがないかなど、多面的な視点で捉える。

○国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」および「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」に基づく地方創生に向けた多様な支援をはじめとして、社会保障の充実策や一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革推進の取組など、県政を推進する上で重要となる施策について議論されているところである。

施策構築においてはもちろんのこと、年間を通じて、国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施策や制度については、時機を逸することなく最大限活用することができるよう取り組むこととする。

○市町との連携強化

人口減少社会への対応や地域活性化策など県政を取り巻く様々な課題の解決を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町と適切な役割分担の下、積極的に連携を進めることにより双方の強みを生かすことが不可欠である。

市町とは、日頃より情報交換・共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通

して意見交換を行い、その意見を真摯に受け止めることにより、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう、取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策を実施する場合や制度改正を行おうとする場合には、対話を重ね、理解を得ることに努めることにより、施策を着実に実行することができるよう取り組むこととする。

○多様な主体との協働・連携

今後、ますます複雑化・多様化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめとしてNPO、企業、大学など、多様な主体と、課題を共有し、対話を重ね、共感を広げ、協働・連携していくことが重要となる。

このため、それぞれが有する資源、ネットワーク等の力を最大限に活かすことにより、本県が直面する様々な課題の解決に向け、共に取組を進めることができるよう努めることとする。

なお、多様な主体との協働・連携を進めるに当たっては、県民にオープンな行政経営の推進が不可欠であり、予算編成の各段階における情報を積極的に発信することにより、予算編成過程の透明化に引き続き取り組むこととする。

○部局間連携の徹底

複数部局にわたる課題に対しては、あらゆる場面で横つなぎを意識して取り組む必要があり、平成31年度(2019年度)の施策構築に当たっても、部局横断的な施策構築に努めることとしている。

予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むこととする。

一方、部局内はもとより、複数部局にわたり類似の事業を実施している場合については、部局間連携の徹底を図ることにより、事業の整理・集約に努めること。

また、引き続き実施する場合にあっても、政策のパッケージ化を図るとともに、事業間の相乗効果の発揮に努め、効率的かつ効果的な施策を展開できるよう取り組むこととする。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠については、平成30年度(2018年度)当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組を加味しながら、当然増減事業や「重点化特別枠」対象事業、「協働枠」対象事業等に係る経費を踏まえるとともに、収支フレーム全体を勘案して設定する。

各部局においては、施策の具体化に当たり、配分される予算要求枠の範囲内で、各施策の優先順位を厳しく見極め、選択と集中の一層の徹底を図るとともに、さらなる内部事務経費の節減に努めるなど、経費について十分精査の上、見積もることとする。併せ

て、県債の充当に当たっては、後年度の負担となることを十分認識した上で、適切に見積もることとする。

また、次の事項に特に留意すること。

(1) 平成 31 年度(2019 年度)は次期基本構想がスタートする重要な年度であり、2030 年を見据えて未来を切り拓くための布石となる取組を推進するため、「4 つの視点」に沿った施策のうち政策課題協議を了したものについては、「重点化特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

(2) 多様な主体との協働・連携を促進するため、「滋賀県協働提案制度実施要綱」および「平成 30 年度滋賀県協働提案制度募集要項」に基づき、次に掲げるテーマについて、多様な主体から提案を受けた事業については、「協働枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

☆対象テーマ

- ①特殊詐欺被害防止対策
- ②事業の成果に基づく新たな資金調達の仕組みづくり
- ③豊かな森を活用した学習プログラム「森のようちえん」の普及
- ④さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり
- ⑤再犯防止の推進
- ⑥地場産業等の認知度向上
- ⑦SDGs 目標達成に資する滋賀県発の新しい消費行動の推進
- ⑧ユニバーサルデザインの取組の推進
- ⑨交通・文化・観光が創りだす心豊かなまちづくり

(3) 「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、「長期保全計画」に定める長寿命化対策事業および「更新・改修方針」に定める更新事業または改修事業を計画的に推進するため、「建築物の老朽化対策に係る平成 31 年度当初予算編成に向けた対応について(平 30. 6. 15 付け滋行経企第 63 号行政経営企画室長通知)」による協議を了したものについては、「長寿命化等推進特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

(4) 「健康経営」の実践に向けて、長時間労働の解消等により職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる職場環境の整備に資する取組のうち、事前に総務部との協議を了したものについては、各部局に配分する予算要求枠とは別に所要の予算額を要求できるものとする。

(5) 琵琶湖森林づくり県民税を広く有効に活用するため、その充当事業については、「平成 31 年度琵琶湖森林づくり事業の実施について(10 月中旬通知予定)」による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し、見積もること。

なお、当該事業を実施する場合における平成 31 年度(2019 年度)の予算要求枠の取扱いについては、別途協議することとする。

(6) マザーレイク滋賀応援寄附を有効に活用するため、その充当事業については、「マザーレイク滋賀応援寄附に係る事業充当について(平 30. 8. 21 付け滋企調第 220 号企画調整課長通知)」による協議を了している事業とし、当該寄附の趣旨を十分に踏まえ、精査し見積もること。

なお、当該事業を実施する場合における平成 31 年度(2019 年度)の予算要求枠の取扱いについては、別途協議することとする。

(7) 自主財源拡充につながる歳入確保に積極的に取り組むこととし、企業版ふるさと納税、目的明示型の寄附(ふるさと納税を含む)、ネーミングライツ等により増収対策に取り組むもの(未利用県有地の売却を除く)については、当該増収相当額を、別途関連する事業に充てることができるものとする。

なお、継続的な増収につながる歳入確保努力が認められるものについては、その実績額に応じて後年度に一定額(翌年度 50%、翌々年度 30%)を、各部局に配分する予算要求枠に加算することとする。

4 留意事項について

(1) 予算編成に当たっては、本県財政に対する認識も踏まえ、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性などの観点から、調整を行うこととする。

また、税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向について、その詳細が判明し、収支フレームに影響がある場合には、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。

(2) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したものの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。

(3) 限られた財源の中で、効果的・効率的に施策・事業を推進する観点から、特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりの創意・工夫により、行政課題の解決や県民サービスの向上を図る取組についても、人件費を含めた費用対効果に十分留意しつつ、積極的に検討することとする。

(4) 県民サービス向上やコストの縮減の面で効果が期待できる場合は、アウトソーシングや PFI の導入、さらなる新たな手法など、民間活力の活用や公民連携(PPP)による事業実施について積極的に検討すること。

(5) 出資法人の自主性を高め、その継続的な活動を確保する観点から、補助金や受託事業等による県の財政支援に過度に依存しない財務体質を確保するため、補助金等による県の財政的関与の縮小がされるよう、検討することとする。

- (6) 長時間労働の解消と仕事の質の向上に向けて、限られた人員の中にあっても、新たな県民ニーズへの対応も含め、より効果的な事業の実施が可能となるよう、事業の内容や実施方法、優先順位等を十分精査すること。
- (7) 効率的な仕事ができる環境づくりを進めるため、創意工夫を凝らすことにより、資料作成や協議の効率化など予算編成事務の一層の負担軽減・効率化に努めること。

5 その他

- (1) 予算見積書の提出期限は、11月16日(金)とする。
ただし、「重点化特別枠」に係る見積書の提出期限は、11月22日(木)とする。
- (2) 職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。
- (3) その他必要な事項等については、別途通知する。